

令和8年10月13日

オープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行） 期限	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競 争 参加資格	備考
1	整流装置及び診断機能付蓄電池撤去据付	陸上自衛隊久居駐屯地	R8.12.18	R8.10.13	R8.10.21 12:00	R8.10.21 12:00	無	仕様書あり

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名（担当）第337会計隊（渡邊）

電話番号（内線）059-255-3133（内429）

FAX 059-255-3290

仕様書に関する問い合わせは内線394（岡田）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
固定通信網の整備 (基地通信器材の撤去及び運搬)		作 成	令和8年 10月 8日
		変 更	
		作成部隊等名	第306基地通信中隊久居派遣隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊久居駐屯地149号蓄電池室において使用する整流装置、蓄電池（架台含む。）及び遠隔監視盤の撤去及び運搬について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器一般共通仕様書
 GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
 GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
 [防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

b) 法令等

有線電気通信法（昭和28年法律第96号）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通産省令第52号）

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19. 9. 20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19. 9. 20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊第61－8号（19. 12. 17）〕

a) その他

製造会社が示す取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) この役務は、久居通信所が保有する器材の撤去及び運搬作業を依頼するものである。
- b) 契約の相手方は、この役務を履行するにあたり、器材の撤去及び運搬に関する技能、能力及び知識をもつ。

2.2 作業実施場所

この役務の作業実施場所は、久居駐屯地149号蓄電池室及び産業廃棄物集積所とする。

2.3 作業実施期間

契約の日から令和8年12月18日までの官側が指定する期間に撤去及び撤去器材の運搬

2.4 書類提出期限

契約の日から令和8年12月18日までに提出

2.5 下請負

この役務の一部または全部を第三者に再委託し、請け負わせる場合（以下、下請負という）は、事前に下請負を行わせる業務内容及び第三者について、付表1を作成し、監督官の確認を得た後、契約担当官の承認を受けなければならない。

2.6 役務実施要領

2.6.1 事前調整

この役務の実施に当たって、作業を円滑に実施するため官側と実施日時、撤去方法等を十分調整し、それを基に作業工程表を作成し、監督官の承認を得てから役務を実施する。

2.6.2 役務の内容

a) 通信機器の撤去及び運搬

- 1) 撤去及び運搬器材一覧表（付図1）
- 2) 作業場所（付図2－1）及び蓄電池室配置図（149号）（付図2－2）

b) 現地調査

現地調査は、現物確認、配線経路等を確認する。

c) 養生・清掃

作業時は、養生、清掃を実施し、周辺機器等の防護に努める。

2.7 部品及び材料

この役務に必要な消耗品は、全て契約の相手方の負担とする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、工程管理、役務の促進、サービスの管理、機器等の管理、提出書類及びこの仕様書に基づく役務に必要な手続き等について、内容に応じて立会い又は書類審査を実施する。

3.2 検査

検査は、提出書類の審査を実施するとともに、必要に応じ動作確認試験の立会いを実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 役務実施要領書

契約の相手方は、契約後すみやかに官側と調整の上、現地調査を実施し、次の事項を記載した本役務に関する役務実施要領書を作成して、官側に1部提出し、承認を受けるものとする。

- a) 着工通知書（付表2）
- b) 工程表（付表3）
- c) 現場代理人等通知書（付表4）

必要に応じ、工事打合せ簿（付表5）により打合せ内容を記録する。

4.1.2 役務完了報告書

契約の相手方は、役務完了後すみやかに次の事項を記載した本役務に関する役務完了報告書を作成して、官側に1部提出し、承認を受けるものとする。

- a) 完成通知書（付表6）
- b) 工事材料搬入報告書（付表7）
- c) 使用材料一覧表（付表8）
- d) 日誌（付表9）

必要により発生材調書（付表10）を作成

4.2 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1、6.2及び6.4による。

4.3 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特別条項”及び別紙“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した

場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方以外の者に対して伝達または漏洩されないことを保障する履行体制を確保

4.4 情報保証

- a) 許可されていない建物および区域への立ち入り禁止
- b) 携帯型情報通信・記録機器持ち込み禁止（役務資料作成等で必要な場合は、付表11を事前に作成し、監督官の確認を得て保全責任者の許可を得ること。

4.5 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施にあたり、官側と調整等を通して知り得た情報を保護すべき情報として取り扱うことを保証する履行体制を確保できる者とし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a) の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ者とする。
- c) a) の業務従事者は、b) に掲げるもののほか、履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ者とする。

4.6 官側の支援事項

請負業者は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側との調整によって、使用責任者の許可を受けて官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

5 その他必要な事項

5.1 規則の遵守

契約の相手方は、基地内への立入、車両の乗り入れ等に関わる諸手続きは、官側の規則に基づいて行わなければならない。

5.2 事故等の責任

- a) 官側の責によらない作業員の基地内における事故は、契約の相手方の負担とする。また、事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。

- b) 契約の相手方は、この役務の実施において機器に損傷等を与えないよう留意するものとし、損傷等が発生した場合は速やかに監督官に報告するとともに、それが契約の相手方の故意又は過失による場合は、契約の相手方の負担において対象装置の製造会社と調整を行ない、現状に復旧もしくは代替品に交換するものとする。

5.3 官側の支援事項

契約の相手方は、監督官と調整の上、本契約の履行にあたって必要な場合は、官が認める範囲において、次に示す官側の無償支援を得ることができる。

- a) 搬入器材の保管
- b) 電力、用水、スペース等の使用
- c) 施設の利用
- d) 構内回線の利用
- e) 事前調整並びに現地調査実施時の支援
- f) その他必要と認めた事項

5.4 留意事項

- a) この役務の実施にあたり部隊への立入及び作業の工程等については、監督官と調整し、業務に支障がないように留意する。
- b) 許可なく仕様書の複製、作業関係者以外への貸出は禁止とする。
- c) 契約の相手方は、作業中、他の物件に損傷を与えないように留意する。

5.5 コンプライアンスの遵守

契約の相手方が下請負業者等を使用する場合は、コンプライアンス意識の徹底および遵守を図るものとする。

5.6 仕様書に関する疑義

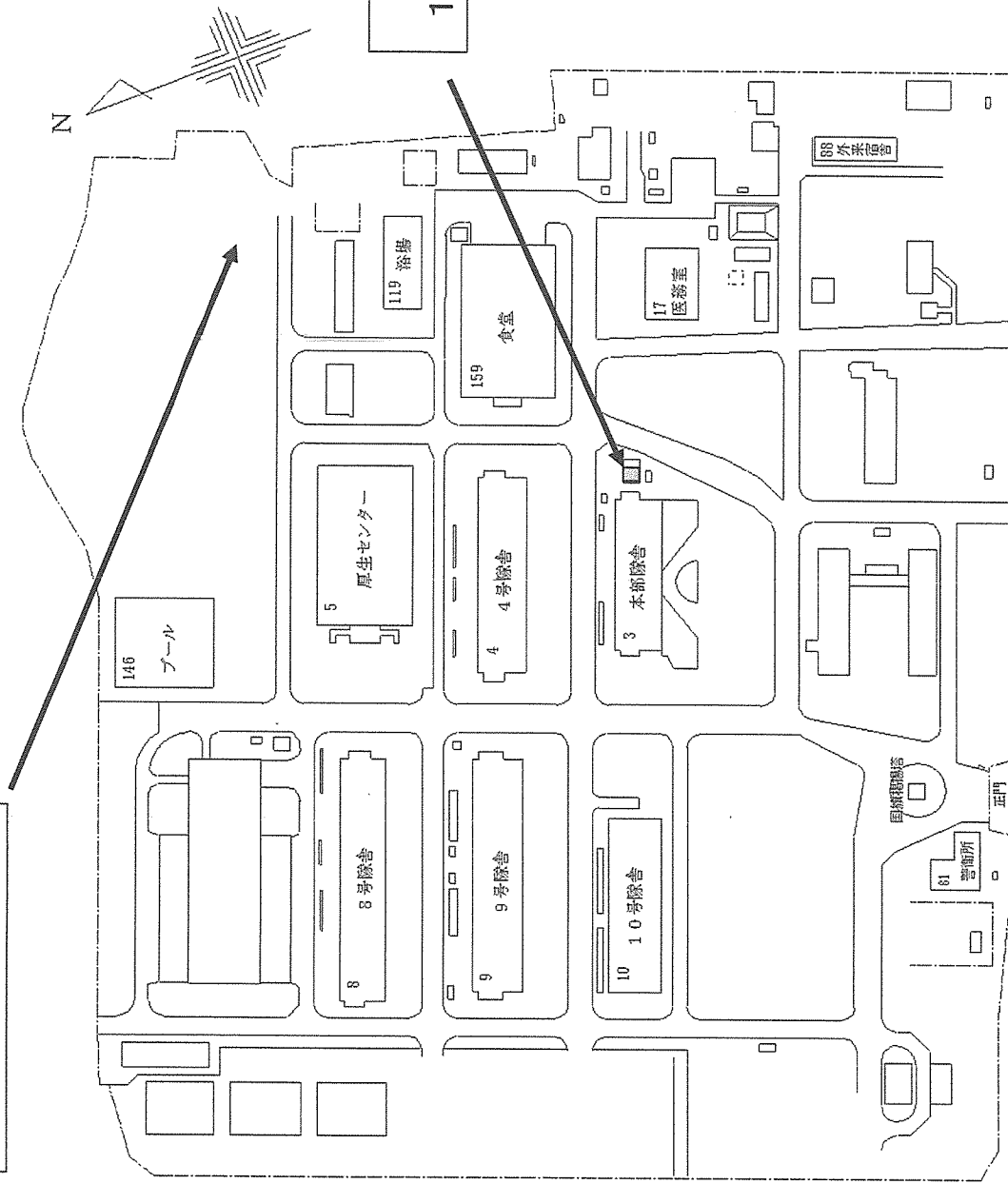
仕様書に関する疑義がある場合は、必要の都度、監督官を経由して契約担当官と協議するものとする。

付図 1 撤去及び運搬器材一覧表

	機材名	備 考
①	整流装置 GRA-364 (アンカー止め)	149号蓄電池室
②	診断機能付蓄電池 GBB-143 (25個) (ケーブル含む)	149号蓄電池室
③	診断機能付蓄電池 架台 (アンカー止め)	149号蓄電池室
④	遠隔監視箱 (取り外し済、運搬のみ)	149号蓄電池室

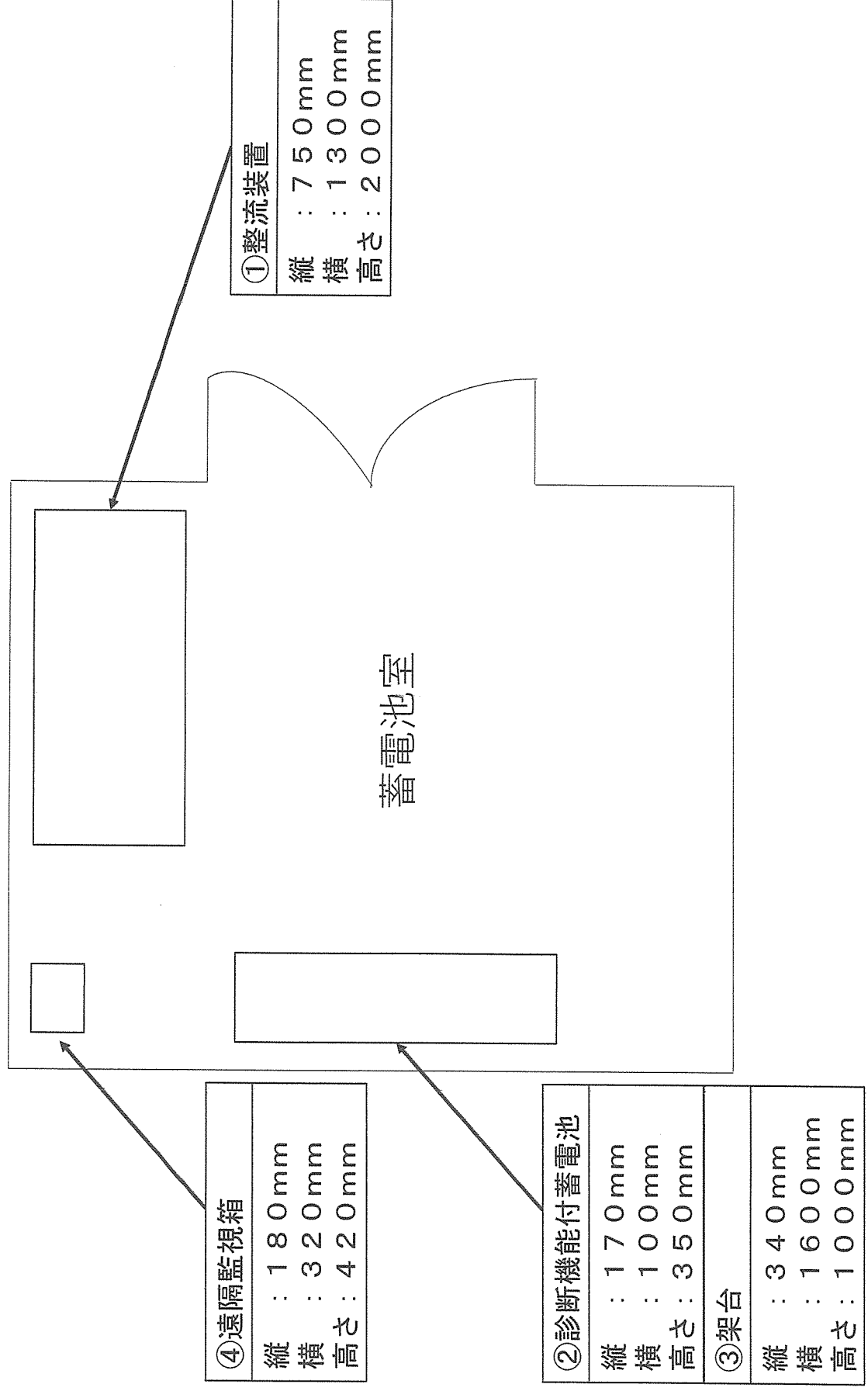
付図2-1 作業場所

【運搬場所】
産業廃棄物集積所



【作業場所】
149号蓄電池室内

付図2-2 蓄電池室配置図(149号)

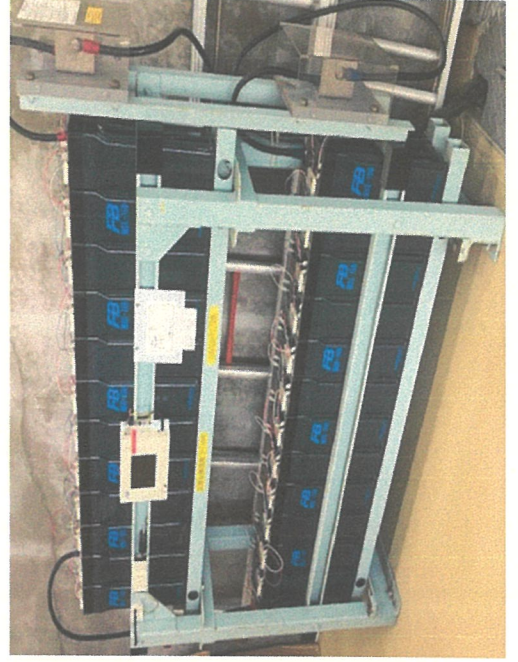
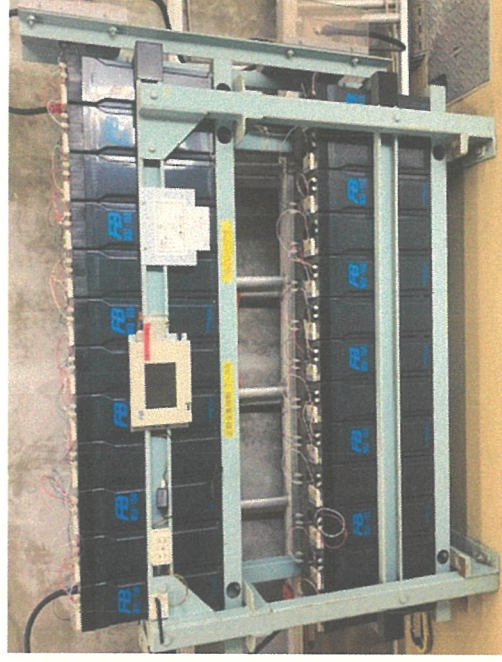


撤去及び運搬器材

整流装置



診断機能付蓄電池



遠隔監視箱



見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数量	単 価	金 額
整流装置及び診断機能付蓄電池撤去据付	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐屯地	納 期	8.12.18		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 10 月 21 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第 3 3 7 会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数量	単 価	金 額
整流装置及び診断機能付蓄電池撤去据付	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
※金額計算内訳を添付して下さい。(様式随意)					
納入(履行)場所	久居駐屯地	納 期	8.12.18		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 10 月 21 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先